

第6号（令和元年7月5日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局職員健康課】 3

【告示】

- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 5
- △ 簡易な方法により本人開示を実施する保有個人情報の一部改正【市民局市民情報課】 6
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 7
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局障害企画課】 9
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局障害企画課】 10
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止【健康福祉局障害企画課】 11

【公告】

- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】 12
- △ 大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】 14
- △ 事後調査結果報告書の提出【環境創造局環境影響評価課】 16
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】 17
- △ 同 18
【環境創造局水・土壤環境課】
- △ 同 19
【環境創造局水・土壤環境課】
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】 20
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】 21
- △ 横浜国際港都建設計画地区計画の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 22
- △ マンション建替組合の理事長の氏名及び住所【建築局住宅再生課】 23
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 24
- △ 同 25
【建築局調整区域課】
- △ 同 26
【建築局調整区域課】
- △ 同 27
【建築局調整区域課】
- △ 同 28
【建築局調整区域課】
- △ 同 29
【建築局調整区域課】
- △ 建築基準法に基づく道路の指定【建築局建築企画課】 30
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 31
- △ 同 32
【建築局調整区域課】
- △ 同 33
【建築局調整区域課】
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 34

△ 土地区画整理審議会委員（借地権者）の補欠選挙期日【都市整備局市街地整備調整課】	35
△ 土地区画整理審議会委員（借地権者）補欠選挙の選挙人名簿の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	36
【区告示】	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【鶴見区地域振興課】	37
△ 同【神奈川区地域振興課】	38
△ 同【港南区地域振興課】	39
△ 同【戸塚区地域振興課】	40
△ 同【中区地域振興課】	41
△ 同【中区地域振興課】	42
△ 同【旭区地域振興課】	43
△ 同【南区地域振興課】	44
【教育委員会】	
△ 横浜市立図書館規則の一部を改正する規則【中央図書館企画運営課】	45
△ 職員の懲戒処分【北部学校教育事務所教育総務課】	46
【正誤】	47

規則

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月5日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第13号

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年10月横浜市規則第80号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第26条」に改める。

本則に次の1条を加える。

（平成31年3月31日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例）

第26条 平成31年3月31日までの間に支給すべき事由が生じた補償及び福祉事業（以下この項において「補償等」という。）のうち、同日以前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額（条例第5条第3号の傷病補償年金、同条第4号アの障害補償年金及び同条第6号アの遺族補償年金並びに第16条の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金（以下この項において「年金たる補償等」という。））にあっては、条例第17条の規定によりその例によることとされる法第40条第3項に規定する支払期月（同項ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。）にそれぞれ支払われた額の合計額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合は、零とする。）及び第3号に掲げる額を、第2号に掲げる額に加えた額とする。

- (1) 平成31年4月1日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額（年金たる補償等）にあっては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）
- (2) 平成31年3月31日以前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額（年金たる補償等）にあっては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額）
- (3) 次に掲げる補償等の区分に応じ、それぞれに定めるところにより算定される額
ア 年金たる補償等 第1号の支払期月にそれぞれ支払われる

額から第2号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して
得た額（その額が零を下回る場合は、零とする。）に、当該
年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として市長が
定める率を乗じて得た額の合計額

イ 年金たる補償等以外の補償等 第1号に掲げる額から第2
号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合は
、零とする。）に、同号に掲げる額が支給された日を基準と
して市長が定める率を乗じて得た額

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のため
に必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 107 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 告 示 内 容 の 変 更

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の 3 の 規 定 に よ る 控 除 対 象 寄 附 金 に つ い て 、 そ の 告 示 し た 内 容 に 次 の と お り 変 更 が あ っ た 。

令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定 （ 平 成 26 年 5 月 横 浜 市 告 示 第 345 号 ） に よ り 告 示 し た 内 容 の 変 更

変 更 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
平 成 31 年 2 月 27 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 W E 2 1 ジ ャ パ ン 都 筑	都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 30 番 14 号	(新) 平 成 26 年 2 月 1 日 か ら 令 和 6 年 1 月 31 日 ま で (旧) 平 成 26 年 2 月 1 日 か ら 平 成 31 年 1 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 108 号

簡易な方法により本人開示を実施する保有個人情報の一部改正

簡易な方法により本人開示を実施する保有個人情報（平成17年4月横浜市告示第194号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月5日

横 浜 市 長 林 文 子

4の(1)の表中

「

横浜市行政職員 （大学卒程度） 採用試験	第一次試験不合格者、第二次試験不合格者及び第三次試験不合格者の総合順位、各試験科目の得点及び総合得点	合格発表日から2週間	人事委員会事務局任用課
----------------------------	--	------------	-------------

」

を

「

横浜市行政職員 （大学卒程度） 採用試験	第一次試験不合格者の総合順位、各試験科目の得点及び総合得点	合格発表日から2週間	人事委員会事務局任用課
----------------------------	-------------------------------	------------	-------------

」

に改める。

横浜市告示第109号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和元年7月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和元年6月1日	Y O U ヒフ科クリニック	港北区日吉本町一丁目21番9号	病院又は診療所
同	はたの東神奈川キッズクリニック	神奈川区東神奈川二丁目42番地の5	同
令和元年6月4日	しろくま内科小児科クリニック	青葉区市ケ尾町1,15番地の6	同
令和元年6月1日	横浜戸塚駅前内科	戸塚区戸塚町4,018番地の1	同
同	アーチクリニック	神奈川区新子安一丁目9番17号	同
同	山手の森 ころのクリニック	中区大和町2丁目60番地の1	同
同	クリニックおおた	磯子区杉田五丁目23番2号	同
同	クリエイト薬局 港北大曾根店	港北区樽町一丁目13番3号	薬局
同	クリエイト薬局 旭二俣川店	旭区二俣川1丁目68番地の1	同
同	クリエイト薬局 横浜別所五丁目店	南区別所五丁目2番27号	同
同	ハックドラッグ 横浜根岸薬局	磯子区西町12番12号	同
同	イオン薬局 駒岡店	鶴見区駒岡五丁目6番1号	同
同	なごみ薬局	神奈川区東神奈川二丁目42番地の5	同
同	スマイル薬局 二	旭区二俣川2丁目58	同

	俣川店	番地の5	
同	ココカラファイン薬局 藤が丘店	青葉区 藤が丘一丁目 14番地の49	同
同	しあわせ訪問看護ステーション	都筑区 富士見が丘26 番9号	訪問看護事業者

横浜市告示第 110 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として、次のとおり指定した。

令和元年7月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和元年 6月1日	おおぜき医院	青葉区奈良一丁目 19番地の1	病院又は診療所
同	医療法人聖育会 カク小児クリニック	青葉区黒須田33番地の5	同
同	医療法人社団皆吉会 プライムコーストみなとみらいクリニック	西区みなとみらい六丁目3番4号	同
同	ココカラファイン薬局 藤が丘店	青葉区藤が丘一丁目14番地の49	薬局
同	イオン薬局 駒岡店	鶴見区駒岡五丁目6番1号	同
同	クリエイト薬局 横浜別所五丁目店	南区别所五丁目2番27号	同
同	なごみ薬局	神奈川区東神奈川二丁目42番地の5	同
同	薬局 トモズ横浜ベイクォーター店	神奈川区金港町1番地の10	同
同	訪問看護リハビリステーション かなぶん	金沢区泥亀一丁目16番13号	訪問看護
同	しあわせ訪問看護ステーション	都筑区富士見が丘26番9号	同

横浜市告示第 111 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年7月5日

横浜市長 林 文子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成31年 4月1日	(新)よりどころメンタルクリニック横浜駅西口	西区北幸一丁目11番15号	病院又は診療所
	(旧)西口クリニック		
平成31年 3月12日	(新)樹診療所 とみおか	金沢区富岡西二丁目1番10号	同
	(旧)樹診療所		
平成31年 2月1日	有限会社江ヶ崎薬局	(新)鶴見区江ヶ崎町13番4号	薬局
		(旧)鶴見区江ヶ崎町20番23号	
平成31年 3月31日	(新)小川薬局	港北区菊名四丁目2番8号	同
	(旧)株式会社小川薬局		
平成31年 4月1日	(新)株式会社カムしおかぜ薬局	金沢区洲崎町5番11号	同
	(旧)株式会社シフトしおかぜ薬局		
平成30年 5月1日	タツミ訪問看護ステーション鶴ヶ峰	(新)旭区鶴ヶ峰一丁目30番地の11	訪問看護
		(旧)旭区鶴ヶ峰二丁目13番地の3	
平成30年 9月1日	ビコー訪問看護リハビリステーション	(新)旭区上川井町81番地の1	同
		(旧)旭区上川井町27番地	

横浜市告示第 112 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年7月5日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成31年2月28日	新杉田メンタルクリニック	磯子区新杉田町7番地の7	病院又は診療所
平成31年2月15日	医療法人社団三友会 戸塚中央病院	戸塚区上矢部町1, 679番地	同
平成31年3月28日	ローソクオール薬局 港北綱島西二丁目店	港北区綱島西二丁目5番1号	薬局
平成30年12月31日	有限会社かのお薬局	旭区鶴ヶ峰一丁目70番地の8	同
平成31年3月9日	すみれ薬局	鶴見区北寺尾一丁目16番11号	同
平成30年4月1日	ミナミ薬局	港南区日限山三丁目43番15号	同
平成31年2月28日	ひまわり薬局	戸塚区吉田町894番地の1	同
平成28年9月30日	有限会社金沢だるま薬局 ひらかた店	金沢区平潟町11番1号	同
平成19年11月30日	セントケア訪問看護ステーション富岡	金沢区富岡西二丁目1番10号	訪問看護
平成21年10月31日	セントケア訪問看護ステーション青葉	青葉区荏田北三丁目1番地の2	同
平成30年12月1日	マキ・訪問看護ステーション	磯子区氷取沢町15番地の4	同

公 告

横 浜 市 公 告 第 143 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 (平 成 10 年 法 律 第 7 号) 第 25 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 、 次 の 特 定 非 営 利 活 動 法 人 か ら 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 元 年 6 月 17 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 か な が わ 環 境 カ ウ ン セ ラ ー 協 議 会	河 野 健 三	中 区 新 港 二 丁 目 2 番 1 号	本 法 人 は 、 「 21 世 紀 は 、 社 会 の す べ て の 構 成 員 が 、 環 境 保 全 に 積 極 的 に 参 加 し 、 自 然 と 人 間 が み ご と に 共 生 す る “ 環 境 の 世 紀 ” 」 と す る た め 、 国 民 生 活 、 産 業 活 動 、 さ ら に 国 際 社 会 を 見 直 し 、 中 立 か つ 公 正 な 立 場 を 保 持 し つ つ 、 市 民 、 企 業 お よ び 行 政 と の パ ー ト ナ ー シ ョ ン の 形 成 に 努 め 、 環 境 保 全 活 動 及 び 経 済 活 動 の 活 性 化 を 図 る 活 動 を 推 進 す る こ

				<p>とを目的とする。</p>
<p>令和元年 6月20日</p>	<p>特定非営利 活動法人ユ ースポーツ 横濱</p>	<p>綿引幸代</p>	<p>中区相生町 3丁目61番 地</p>	<p>この法人の目的は、孤立状態にあることで困難を抱えている人に対して、その人がありたい姿に近づけるよう就労や生活に関する支援をし、支援を通じて発見した課題に取り組みることによって、社会に貢献することである。</p>

横浜市公告第144号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年7月5日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) 上星川三丁目計画新築工事 保土ヶ谷区上星川三丁目332番の2
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社トップス・ジャパン 代表取締役 殿内 荘太郎 都筑区荏田南二丁目10番25号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	サミット株式会社 代表取締役 竹野 浩樹 東京都杉並区永福3丁目57番14号
大規模小売店舗の新設をする日	令和2年2月11日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,841 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 107台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 93台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 73.8 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 33.43 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時45分

来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8 時 30 分から午後 11 時まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口 1 か所、出口 1 か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 6 時から午後 11 時まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

令和元年 6 月 10 日

3 縦覧場所

中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9

横浜市保土ヶ谷区役所総務部区政推進課

横 浜 市 公 告 第 145 号

事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38
条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 相 鉄 ・ J R 直 通 線 事 業 に 係 る 事 後 調 査 結
果 報 告 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 146 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
保 土 ヶ 谷 区 上 星 川 三 丁 目 332 番 の 2 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
六 価 ク ロ ム 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 147 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地

栄 区 桂 町 字 平 島 136 番 の 19 に 隣 接 す る 筆 界 未 定 （ 136 番 の 6 、
136 番 の 7 、 136 番 の 8 、 136 番 の 9 、 136 番 の 10 、 136 番 の 11
、 136 番 の 12 、 136 番 の 13 、 136 番 の 14 、 136 番 の 15 、 136 番 の
16 、 136 番 の 17 及 び 136 番 の 18 ） の 各 一 部

2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類

ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 148 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 申 請 さ れ た 次 の 土 地 の 区 域 に つ い て 、 同 法 第 11 条 第 1 項 の 規 定
に 基 づ き 、 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質
の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て
指 定 す る 。

令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 末 広 町 1 丁 目 1 番 の 1 、 1 番 の 4 、 1 番 の 8 、 1 番 の 23
、 1 番 の 24 、 4 番 の 1 、 4 番 の 4 及 び 13 番 の 2 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ク ロ ロ エ チ レ ン 、 1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 1 , 1 - ジ ク ロ
ロ エ チ レ ン 、 ジ ク ロ ロ メ タ ン 、 ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 カ ド ミ ウ ム
及 び そ の 化 合 物 、 六 価 ク ロ ム 化 合 物 、 セ レ ン 及 び そ の 化 合 物 、 鉛
及 び そ の 化 合 物 、 砒 素 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物 、
ほう 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
カ ド ミ ウ ム 及 び そ の 化 合 物 、 六 価 ク ロ ム 化 合 物 、 セ レ ン 及 び そ
の 化 合 物 、 鉛 及 び そ の 化 合 物 、 砒 素 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び
そ の 化 合 物 、 ほう 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 149 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、 土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成
30 年 12 月 横 浜 市 公 告 第 848 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 安 善 町 2 丁 目 4 番 の 1、 4 番 の 2 及 び 4 番 の 5 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ベンゼン、鉛及びその化合物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛及びその化合物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
土 壌 汚 染 状 況 調 査 の 試 料 採 取 等 を 省 略 し て 形 質 変 更 時 要 届 出 区
域 に 指 定 さ れ た 土 地 に つ い て、 当 該 省 略 し た 調 査 の 過 程 を 改 め て
実 施 し た 結 果、 土 壌 溶 出 量 基 準 及 び 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 す る こ
と を 確 認 し た た め。

横 浜 市 公 告 第 150 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例
第 58 号 ） 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害
物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す
る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
中 区 千 鳥 町 3 番 の 1 及 び 7 番 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 151 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 変 更 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 変 更 案 を 作 成 し た の で 、 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画
み な と み ら い 2 1 中 央 地 区 地 区 計 画
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
 - (1) 追 加 す る 部 分
な し
 - (2) 削 除 す る 部 分
な し
 - (3) 変 更 す る 部 分
西 区 高 島 一 丁 目 、 み な と み ら い 一 丁 目 、 み な と み ら い 二 丁 目 、 み な と み ら い 三 丁 目 、 み な と み ら い 四 丁 目 、 み な と み ら い 五 丁 目 及 び み な と み ら い 六 丁 目 並 び に 中 区 内 田 町 及 び 桜 木 町 地 内
- 3 縦 覧 期 間
令 和 元 年 7 月 5 日 か ら 令 和 元 年 7 月 19 日 ま で
- 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先
中 区 相 生 町 3 丁 目 56 番 地 の 1
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課
- 5 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 期 間
令 和 元 年 7 月 5 日 か ら 令 和 元 年 7 月 19 日 ま で
- 6 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 場 所
西 区 中 央 一 丁 目 5 番 10 号
横 浜 市 西 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

横 浜 市 公 告 第 152 号

マ ン シ ョ ン 建 替 組 合 の 理 事 長 の 氏 名 及 び 住 所

マ ン シ ョ ン の 建 替 え 等 の 円 滑 化 に 関 す る 法 律 (平 成 14 年 法 律 第 78 号) 第 25 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 パ ー ク ス ク エ ア 三 ツ 沢 公 園 マ ン シ ョ ン 建 替 組 合 の 理 事 長 の 氏 名 及 び 住 所 を 公 告 す る 。

令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 理 事 長 の 氏 名
杉 本 薫
- 2 理 事 長 の 住 所
西 区 宮 ヶ 谷 25 番 地 の 1

横 浜 市 公 告 第 153 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 29 年 11 月 17 日 第 29 開 1116 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 箕 輪 町 一 丁 目 33 番 5 号
小 島 宗 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 日 吉 二 丁 目 447 番 の 2 の 一 部 、 449 番 の 1 、 449 番 の 5
、 449 番 の 8 及 び 449 番 の 9

横 浜 市 公 告 第 154 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 8 月 8 日 第 30 開 1712 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 大 倉 山 一 丁 目 2 番 1 号
有 限 会 社 大 伸
代 表 取 締 役 秋 本 量 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 す す き 野 一 丁 目 8 番 の 8

横 浜 市 公 告 第 155 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 12 月 26 日 第 30 開 1607 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 矢 部 町 1 番 地 の 29
株 式 会 社 横 浜 建 物
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 岡 津 町 1,702 番 の 1 及 び 1,702 番 の 3

横 浜 市 公 告 第 156 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 31 年 3 月 4 日 第 30 開 1409 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
瀬 谷 区 相 沢 一 丁 目 4 番 地 の 1
株 式 会 社 真 和 産 業
代 表 取 締 役 川 口 俊 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 本 郷 一 丁 目 18 番 の 4 、 18 番 の 11 及 び 18 番 の 34 から 18 番 の
42 まで

横 浜 市 公 告 第 157 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 31 年 4 月 4 日 第 30 開 614 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 鶴 屋 町 1 丁 目 7 番 地 の 12
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 日 野 六 丁 目 481 番 の 5 の 一 部 及 び 481 番 の 60

横 浜 市 公 告 第 158 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
 の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
 令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 31 年 4 月 26 日 第 31 開 601 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 東 京 都 西 東 京 市 芝 久 保 町 4 丁 目 26 番 3 号
 株 式 会 社 東 栄 住 宅
 代 表 取 締 役 西 野 弘
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 港 南 区 下 永 谷 一 丁 目 616 番 の 7 及 び 616 番 の 46 から 616 番 の 66
 ま で

横浜市公告第 159 号

建築基準法に基づく道路の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づく道路を、次のとおり指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月5日

横浜市長 林 文 子

道路の番号 及び路線名	指定年月 日	道路の 幅員	道路の 延長	指定の場所		備考
				起点	終点	
市道高島平 116号線	令和元年 6月24日	m 6.0	m 約 65.7	神奈川 区鶴屋 町1丁目	神奈川 区鶴屋 町1丁目	—
市道高島平 106号線	令和元年 6月24日	8.0	約 73.1	神奈川 区鶴屋 町1丁目	神奈川 区鶴屋 町1丁目	—
市道高島平 106号線	令和元年 6月24日	—	—	神奈川 区鶴屋 町1丁目	神奈川 区鶴屋 町1丁目	交通広場 (約 580 m ²)

横 浜 市 公 告 第 160 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 31 ・ 11 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 元 年 6 月 26 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
15.18 m
- 5 指 定 の 場 所
港 北 区 富 士 塚 二 丁 目 2,153 番 の 57
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 オ ー プ ン ハ ウ ス ・ デ ィ ベ ロ ッ プ メ ン ト
代 表 取 締 役 福 岡 良 介

横 浜 市 公 告 第 161 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 31 ・ 12 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 元 年 6 月 26 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
15.00 m
- 5 指 定 の 場 所
緑 区 西 八 朔 町 351 番 の 6
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 リ ア ル
代 表 取 締 役 桑 原 真

横 浜 市 公 告 第 162 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 31 ・ 16 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 元 年 6 月 25 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
19.94 m
- 5 指 定 の 場 所
泉 区 和 泉 中 央 南 三 丁 目 3,864 番 の 106 及 び 3,864 番 の 110
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 す ま い
代 表 取 締 役 田 邊 孔

横 浜 市 公 告 第 163 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 40 ・ 117 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 元 年 6 月 18 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
32.00 m
- 5 廃 止 の 場 所
南 区 六 ツ 川 三 丁 目 104 番 の 4 地 先 か ら 103 番 の 7 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 164 号

土地区画整理審議会委員（借地権者）の補欠選挙期日
土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理審議会委員（借地権者）の補欠選挙期日を令和元年10月10日と定めた。

令和元年7月5日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 165 号

土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 (借 地 権 者) 補 欠 選 挙 の 選 挙 人
名 簿 の 縦 覧

土 地 区 画 整 理 法 施 行 令 (昭 和 30 年 政 令 第 47 号) 第 21 条 第 1 項 の 規
定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 二 ツ 橋 北 部 三 ツ 境 下 草 柳 線 等 沿
道 地 区 第 1 期 地 区 土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 (借 地 権 者) 補 欠 選 挙 の
選 挙 人 名 簿 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 縦 覧 に 供 さ れ た 選 挙 人 名 簿 に 記 載 の 漏 れ 又 は 誤 り が あ る と
認 め ら れ る 場 合 に お い て は 、 関 係 者 は 、 縦 覧 期 間 内 に 文 書 で 横 浜 市
長 に 異 議 を 申 し 出 る こ と が で き る 。

令 和 元 年 7 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 縦 覧 期 間
令 和 元 年 8 月 5 日 か ら 令 和 元 年 8 月 18 日 ま で
- 2 縦 覧 場 所
瀬 谷 区 二 ツ 橋 町 467 番 地 の 23
横 浜 市 都 市 整 備 局 市 街 地 整 備 部 二 ツ 橋 北 部 土 地 区 画 整 理 事 務 所
- 3 縦 覧 時 間
午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で

区 告 示

鶴見区告示第6号（令和元年6月17日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、寛政安善町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年6月17日

横浜市鶴見区長 森 健 二

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	森 合 正 二 郎 鶴見区寛政町9番8 号	木 下 好 夫 鶴見区寛政町9番5 号

神奈川県告示第7号（令和元年6月19日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、新子安南部町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年6月19日

横浜市神奈川区長 高田

靖

変更した事項	変更前	変更後
区域	神奈川県新子安一丁目1番から17番まで、19番から33番まで、36番、37番及び42番並びに新子安二丁目1番、2番及び14番までの区域	神奈川県新子安一丁目1番から17番まで、19番から33番まで及び42番並びに新子安二丁目1番、2番及び11番から14番までの区域

港南区告示第8号（令和元年6月19日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、奈良地区町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年6月19日

横浜市港南区長 今 富 雄一郎

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	国 分 佑 子 港 南 区 日 野 中 央 三 丁 目 31 番 8 号	倉 田 陽 子 港 南 区 日 野 中 央 三 丁 目 26 番 18 号

戸塚区告示第5号（令和元年6月21日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、鳥が丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年6月21日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	中 野 幸 吉 戸塚区矢部町 1,105 番地	鈴 木 珠 枝 戸塚区鳥が丘49番地 の5

中 区 告 示 第 3 号 (令 和 元 年 6 月 25 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 本 牧 緑 ケ 丘 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 6 月 25 日

横 浜 市 中 区 長 竹 前

大

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	三 浦 健 司 中 区 本 牧 緑 ケ 丘 99 番 地 の 4	佐 久 間 弘 子 中 区 本 牧 緑 ケ 丘 4 番 地

中区告示第4号（令和元年6月25日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、花咲町1丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年6月25日

横 浜 市 中 区 長 竹 前

大

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	山 本 隆 司 中 区 花 咲 町 1 丁 目 9 番 地	井 上 一 郎 中 区 花 咲 町 1 丁 目 1 番 地 の 3

旭区告示第5号（令和元年6月25日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、南希望が丘山王塚自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年6月25日

横浜市旭区長 下 田 康 晴

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	山 内 克 彦 旭区南希望が丘 138 番地の9	山 本 浩 崇 旭区南希望が丘 139 番地の57

南区告示第4号（令和元年6月26日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、吉野町町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年6月26日

横浜市南区長 松山弘子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	松井清志 南区吉野町1丁目3 番地	岡田邦義 南区吉野町2丁目4 番地

教 育 委 員 会

横 浜 市 立 図 書 館 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。
令 和 元 年 6 月 28 日

横 浜 市 教 育 委 員 会
教 育 長 鯉 淵 信 也

横 浜 市 教 育 委 員 会 規 則 第 4 号 (令 和 元 年 6 月 28 日 掲 示 済)

横 浜 市 立 図 書 館 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 立 図 書 館 規 則 (平 成 6 年 1 月 横 浜 市 教 育 委 員 会 規 則 第 1 号)
の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 中 「 日 本 工 業 規 格 」 を 「 日 本 産 業 規 格 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 元 年 7 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市教育委員会公告第2号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次の者を令和元年6月26日懲戒処分に付した

。

令和元年7月5日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立日吉台中学校	教諭	菊池 信宏	停職1箇月

正誤

令和元年定期第5号1ページ下から3行目「建築局建築企画課」は「建築局都市計画課」の誤り。